長沼町学校教育情報化推進計画

（令和８年度～令和１０年度）

長沼町教育委員会

令和８年８月

目　次

第１章　長沼町学校教育情報化推進計画の策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画策定の趣旨
　２　長沼町の学校教育の情報化の現状と課題
　　(1) 児童生徒の資質・能力
　　(2) 教員のＩＣＴ活用指導力
　　(3) ＩＣＴ環境の整備状況
　　(4) 学校における働き方改革と体制

第２章　長沼町の学校教育の情報化に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・5
　１　ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成
　２　教職員ＩＣＴ活用指導力の向上と人材の確保
　３　ＩＣＴを活用するための環境の整備
　４　学校における働き方改革と体制（校務のＤＸ計画）

第３章　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第４章　公立学校情報機器等整備事業に関わる各種計画・・・・・・・・・・・・・・・8
　１　学習者用タブレット端末更新
　２　ネットワーク整備計画

第１章　長沼町学校教育情報化推進計画の策定の概要

１　計画策定の趣旨

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の内容並びにこれらに引き続く政府の議論等では、ＩＣＴの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備による「個別最適な学び」と、これまでも日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現することが求められています。

本町では、令和５年１２月の国のＧＩＧＡスクール構想第２期を基に、令和７年度に全児童生徒分における６５６台の１人１台端末及び全学校における通信ネットワーク等を整備し、学校現場における教科や学習場面に応じた、情報の収集・理解・整理・発信・共有及び個別の学びのツールとして１人１台端末の日常的な利活用を図るとともに、１人１台端末の家庭への持ち帰りを可能とし、長期休業中の課題や家庭学習など、様々な場面で活用することで、児童生徒の学習状況に合わせた新たな学びの取り組みを進めてきました。

本計画は、すでに積み上げてきた実践のもとに、児童生徒１人１台のＩＣＴ環境を生かし、更なる学力向上と情報活用能力を含めた資質・能力の向上を図るため、本町におけるＩＣＴを活用した教育の推進に関して、基本的な方向性や具体的な取組を示すことを目的として策定するものです。

２　長沼町の学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力

①　１人１台端末等ＩＣＴの使用状況

１人１台端末等のＩＣＴ機器を使用している割合は、「ほぼ毎日（複数の授業）」、「ほぼ毎日（１回くらい）」「週３回以上」を合わせて９０％を超えており、全国及び全道と比較しても使用頻度が大幅に上回っています。

〔小学校〕

	(28)５年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。(単位％)					
	1.ほぼ毎日・複数	2.ほぼ毎日・1回	3.週3回以上	4.週1回以上	5.月1回以上	6.月1回未満
長沼町	78.9	14.5	3.9	1.3	0.0	1.3
全　道	33.3	24.2	21.8	13.9	4.5	2.2
全　国	24.5	22.2	25.0	18.0	7.2	3.1

（単位％）

〔中学校〕

	(28)２年生のときに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか。(単位％)					
	1.ほぼ毎日・複数	2.ほぼ毎日・1回	3.週3回以上	4.週1回以上	5.月1回以上	6.月1回未満
長沼町	56.9	24.1	13.8	5.2	0.0	0.0
全　道	35.3	26.7	21.1	11.9	3.1	1.5
全　国	29.5	23.7	23.3	15.7	5.3	2.0

（Ｒ７全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査から）

② 大型提示装置等の使用状況

大型提示装置等のＩＣＴ機器を活用した授業を「ほぼ毎日」実施している割合は、小学校、中学校とも１００％となっており、全国及び全道に比べ、よく活用されています。

〔小学校〕

	(55)前年度に、教員が大型提示装置等（プロジェクター、電子黒板等）のICT機器を活用した授業を１クラス当たりどの程度行いましたか。(単位％)				
	1.ほぼ毎日	2.週３回以上	3.週１回以上	4.月１回以上	5.月１回未満
長沼町	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全　道	79.1	12.3	3.9	2.2	2.5
全　国	81.2	13.0	3.7	1.0	1.0

〔中学校〕

	(55)前年度に、教員が大型提示装置等（プロジェクター、電子黒板等）のICT機器を活用した授業を１クラス当たりどの程度行いましたか。(単位％)				
	1.ほぼ毎日	2.週３回以上	3.週１回以上	4.月１回以上	5.月１回未満
長沼町	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全　道	70.1	16.4	6.6	3.4	3.6
全　国	76.8	15.7	4.7	1.6	1.2

（Ｒ７全国学力・学習状況調査 学校質問調査から）

③ ＩＣＴ機器活用のスキル

PC・タブレットなどのICT機器を使って文章を作成したり、情報を整理したりすること、インターネットを使って情報収集することについて、「とてもそう思う」、「そう思う」と肯定的に答えた小学生の割合は、全国及び全道を上回っています。

〔小学生〕　（単位％）

	長沼町	全　道	全　国
(29-1)あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成することができると思いますか	90.8	84.7	81.8
(29-2) あなたは自分がインターネットを使って情報を収集することができると思いますか	96.0	91.1	89.8
(29-3) あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理することができると思いますか	84.2	70.9	69.3
(29-4)あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーションを作成することができると思いますか	71.1	81.7	76.7

〔中学生〕　（単位％）

	長沼町	全　道	全　国
(29-1)あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器で文章を作成することができると思いますか	81.0	86.3	83.6
(29-2) あなたは自分がインターネットを使って情報を収集することができると思いますか	87.9	92.3	91.5
(29-3) あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って情報を整理することができると思いますか	63.8	64.4	63.3
(29-4)あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器を使って学校のプレゼンテーションを作成することができると思いますか	63.8	81.5	76.6

（Ｒ７全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査から）

１人１台端末の積極的な活用が進む中、児童生徒がＳＮＳ等でのトラブルやＩＣＴ機器の長時間使用による健康被害、他人の著作物などの無断利用などの事故につながらないよう、情報技術を適切に取り扱うこと及び情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを児童生徒及び保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

(2) 教員のＩＣＴ活用指導力

教員のＩＣＴ活用力については、文部科学省の検討会で４つの大項目と１６の項目からなる「教員のＩＣＴ活用指導力チェックリスト」に基づき、令和６年度において「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により、授業を担当している教員の自己評価調査が行われました。本町では、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合が、全道、全国レベルを下回っています。

（単位％）

	長沼町	全　道	全　国
Ａ　教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	90.7	91.2	90.7
Ｂ　授業中にICTを活用して指導する能力	77.8	82.7	82.2
Ｃ　児童生徒のICT活用を指導する能力	77.8	84.9	83.1
Ｄ　情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	89.4	90.6	89.2

（Ｒ６学校における教育の情報化の実態等に関する調査から）

(3) ＩＣＴ環境の整備状況

①　国の指標と本町のICT環境の整備状況

ＧＩＧＡスクール構想のもと、児童生徒のＩＣＴ活用環境や普通教室における学習用のＩＣＴ環境については、ＩＣＴ支援員の配置を除いて整備が完了しています。

	国の目標	長沼町
指導者用コンピュータ	１台／人	１００％
大型提示装置整備（普通教室）	１台／教室	１００％
大型提示装置整備（特別教室）	６台／校	１００％
普通教室及び特別教室における無線LAN環境の整備	１００％	１００％
校務支援システム整備	１００％	１００％
ＩＣＴ支援員の配置	１人／４校	０％

②　デジタル教科書等のＩＣＴ活用に関する整備状況

令和３年度から、文部科学省による実証事業を活用して、指導者用・学習者用デジタル教科書（１教科）を導入しました。令和７年度は、以下のようにデジタル教科書が使用されています。

	教科	指導者用	学習者用				
		全学年	小学校		中学校		
			５年	６年	１年	２年	３年
国費	英語	○	○	○	○	○	○

校内ネットワークについては、学習端末の同時利用数やセンター集約の光回線サービスの混雑状況等により、充分な帯域が確保できず、授業での利活用や全国学力・学習調査のＣＢＴ化に支障をきたす「回線遅延」の発生が懸念されています。

(4) 学校における働き方改革と体制

長沼町教育委員会では、平成３０年６月に、「長沼町立学校における働き方アクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を推進してきました。具体的には、校務支援システムの導入や部活動休養日の設定、自動音声電話（留守番電話）の導入等の取組を実施し、令和７年度の時間外在校等時間では、アクション・プランで掲げる目標の月平均４５時間以内となった教職員の割合は、小学校で90.2%、中学校で83.3%となっています。

① 校務の情報化の状況

中学校では平成２７年度から、小学校では平成２９年度から、統合型校務支援システムを導入し、教務系（成績処理、出欠管理）や学籍系（指導要録等）の事務作業の負担軽減を図っており、校務用パソコンの整備率は100%となっています。また、校務系と学習系のネットワークを分離しているため、校務支援システムを利用する場合は、職員室から接続している状況です。

押印やＦＡＸなどの紙を用いたやり取りや手作業による事務処理などの非効率な業務も残されています。

（単位%）

	長沼町	全　道	全　国
統合型校務支援システムの整備率	100.0	89.3	94.8
校務用コンピュータ整備率 （※タブレット端末を含まない場合）	120.5	137.4	131.2

（Ｒ６学校における教育の情報化の実態等に関する調査から）

② 情報セキュリティ対策

教職員や児童生徒が安心してＩＣＴを活用できるよう、「長沼町情報セキュリティ対策基準」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）」をもとに、「長沼町教育情報セキュリティ対策基準」を令和８年度中に策定する予定です。

常に進化していくＩＣＴ環境に対応するものであるとともに、教育現場の実態に沿った情報セキュリティ対策を講じていく必要があります。

第２章　長沼町の学校教育の情報化に関する基本的な方針

前章に記載した４つの現状と課題に対応するため､次の基本方針のもと計画を推進していきます。

１　ＩＣＴを活用した児童生徒の資質・能力の育成

＜方針＞

・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことで、児童生徒の特性やニーズに応じたＩＣＴの効果的な活用に取り組みます。

・これからの情報化社会において、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力が求められます。各教科等の指導の中で、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を含めた情報活用能力を育成します。

＜指標＞

	目標値	基準値
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、ほぼ毎日使用した割合	R10 小 95% 中 85%	R7 小 93.4% 中 81.0%
学習者用デジタル教科書の導入教科数	R10 小 ５教科 中 ５教科	R7 小 １教科 中 １教科
希望する不登校児童生徒に対し、ICT機器を活用して授業配信を行っている割合	R10 小 100% 中 100%	－ －

２　教職員ＩＣＴ活用指導力の向上と人材の確保

＜方針＞

・教職員のＩＣＴ活用指導力は、学校におけるＩＣＴの活用に欠かせないものです。全ての教職員がＩＣＴを活用して指導する力を身に付けられるよう、国、道、町内における参考事例の周知や研修会を開催します。

・長沼町小中一貫教育推進委員会のＩＣＴ部会において、各学校の教職員が持つＩＣＴ活用に関するアイデア、ノウハウ等を共有するなど、教職員全体のスキルアップを目指します。

＜指標＞

	目標値	基準値
授業にＩＣＴを活用して指導できる教員の割合	R10　100%	R6　77.8%
児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力	R10　100%	R6　77.8%
情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	R10　100%	R6　89.4%

３　ＩＣＴを活用するための環境の整備

＜方針＞

・ＧＩＧＡスクール構想によって一斉に整備された１人１台端末について、現端末の利活用を含めた計画的な更新について、必要な措置を講じていきます。

・１人１台端末は、ネットワークを通じてクラウド上のデータやサービスを活用することが前提とされています。ネットワークの高速大容量化など、既存のネットワーク環境の改善を進めます。

・特別教室を含めた全教室への大型提示装置の整備など、教室環境の高度化について引き続き進めていきます。

・教職員と児童生徒がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたシステム構成の導入について、検討していきます。

・デジタル教科書やデジタルドリルなどのデジタル教材の活用を段階的に拡充し、紙ベースの教科書や教材などとの多様な「学びの手段」を組み合わせた「ハイブリットな教育環境」を整備していきます。

・教職員や児童生徒が安心してＩＣＴを利活用できる環境を整備するため、「長沼町教育情報セキュリティ対策基準」の策定や情報セキュリティ研修の実施等、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

＜指標＞

	目標値	基準値
学習者用端末の整備（更新）※１	R10　100%	R7　100%
学校ネットワークの「当面の推奨帯域」を満たしている学校の割合　※２	R10　100%	R7　0%
大型提示装置整備（特別教室）	R10　100%	R7　100%

※１は、第４章「１　学習者用タブレット端末更新」のとおり

※２は、第４章「２　ネットワーク整備計画」のとおり

4　学校における働き方改革と体制（校務のＤＸ計画）

＜方針＞

・校務系・学習系ネットワークの統合

教職員一人一人の事業に合わせた柔軟かつ安全な働き方を可能とするため、ゼロトラストの考え方に基づくアクセス制御によるセキュリティ対策を十分に講じた上で、学校・町情報管理担当・関係業者と連携を図りながら、ロケーションフリーで校務系・学習系ネットワークへ接続可能な環境の整備（教職員用端末の一台化を含む）に向けた調査研究を着実に進めます。

・校務支援システムのクラウド化

現在、導入している統合型校務支援システムの積極的な活用により、教職員や校務内・校外の学校関係者、教育委員会の負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化を可能とする環境を構築するため、文部科学省「次世代の校務デジタル化推進実証事業」の状況を注視しつつ、ネットワーク分離を必要としない、アクセス制限による対策を講じた校務支援システムへの移行を目指します。

・次世代の校務デジタル化に向けた各種ツールの活用

校務の効率化や授業の質の改善を図るため、授業支援ソフトやデジタルドリルで蓄積された学習系データ、MEXCBT などの教育行政データ、児童生徒の出欠及び成績情報等の校務系データなど、様々な教育データを自動的に収集・分析・加工して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで可視化するための管理ツール（データ連携基盤ダッシュボード）の導入や安全な環境下での校務における生成ＡＩの活用に向けた検討を行います。

・ＦＡＸ・押印の原則廃止

クラウド環境を活用した校務ＤＸの阻害要因となっている押印やＦＡＸなどの紙を用いたやり取りや手作業による事務処理などについて、災害や教育ネットワークの不具合時などのＦＡＸの方が電子メール等より効率的な場合を除き、ＦＡＸ・押印の原則廃止に向けて、各種関係機関及び学校と関わりのある事業者に対して、教育委員会から慣行の見直しを依頼するなど、継続的に働きかけを行います。

＜指標＞

	目標値	基準値
FAX でのやり取り・押印を原則廃止した学校の率	R10　100%	R7　0%
次世代校務システムへの移行	R10　100%	R7　0%
教職員の校務用コンピュータ整備	R10　100%	R7　100%

第３章　計画の期間

本計画は、令和１０年度までの３か年計画とします。

この間、技術革新のスピードが速いＩＣＴ分野の特性を踏まえ、国の見直しに応じて適宜見直しを行い、国に合わせて次期計画を策定するものとします。

第４章　公立学校情報機器等整備事業に関わる各種計画

１　学習者用タブレット端末更新

ＧＩＧＡスクール構想第１期に整備（令和２年度購入、令和３年度使用開始）した端末664台、及び「令和元年度までに独自に整備」した端末117台について、故障や接続遅延、恒常的な容量不足等も増えていることから、令和７年度に学習用端末を更新しました。（児童生徒用571台、予備機85台の計656台）。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	571	553	512	512
② 予備機を含む整備上限台数	656	0	0	0
③ 整備台数（予備機除く）	571	0	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの	571	0	0	0
⑤ 累積更新率	100%	0	0	0
⑥ 予備機整備台数	85	0	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの	85	0	0	0
⑧ 予備機整備率	15.0%	0	0	0

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

○　対象台数：781台

○　処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：481台

・役場庁舎（教育委員会等）で活用（会議用端末）　　：220台

・学校で活用（指導者用端末、補助端末、予備機）　　：　80台

○　端末のデータの消去方法

・処分事業者へ委託する。ただし、役場庁舎での活用を予定する端末については、自治体の職員が行う。

○　スケジュール（予定含む）

・令和８年　４月　新規購入端末の使用開始

・令和８年　７月　処分事業者の選定

・令和８年１０月　使用済端末の処分事業者への引渡し

２　ネットワーク整備計画

(1) 必要なネットワークの速度等

文部科学省では、同時にすべての授業において多数の児童生徒が高頻度で端末を利活用する場合にも、ネットワークを原因とする支障がほぼ生じない「必要なネットワーク速度」について、学校規模毎の当面の推奨帯域として示しています。

令和７年度において各学校の回線速度を測定した結果、町内の小中学校では、この水準を満たしていないことがわかりました。

今後、必要なネットワーク速度を確保するため、ネットワーク環境の改善を図る必要があります。

(2) 必要なネットワーク速度の確保に向けて

義務教育学校「長沼学園」の令和９年度の開校に向けて、必要なネットワーク速度が確保されるよう、ネットワーク工事等を実施します。また、新たな環境においても帯域測定や学校へのヒアリングなどのネットワーク利用状況の確認を適宜行い、良好なネットワーク環境を維持することで、教育の質の向上を図ることができる最適な学習環境を実現します。

長沼町学校教育情報化推進計画

発行日：令和８年８月
発　行：長沼町教育委員会
編　集：長沼町教育委員会学校教育課
〒069-1392
夕張郡長沼町中央北１丁目１番１号
TEL 0123-76-8026